

答 申 第 1 8 0 号
平成17年 2月 9日

千葉県知事
堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成16年1月14日付け市第1148号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成13年10月9日付けで異議申立人から提起された平成13年9月20日付け市第638号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成13年9月20日付け市第638号により行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 行財政診断業務は地方自治法第252条の17の5第1項に基づき、地方自治体の組織及び運営の合理化に資するため当該自治体に対し適切な助言もしくは勧告をするため、県の貴重な経費を用い実施したものである。

また、実施対象の各自治体も、法に謳われた趣旨、すなわち、それぞれの自治体の健全な発展及び住民の福祉の増進を図るため、貴重かつ膨大なコストをかけ当該業務遂行に協力・実施したものである。

このような重要業務である本件行財政診断の措置状況報告及びその結果は、法の主旨あるいは関係法規等にてらすまでもなく、最大限有効に当該自治体に活かされるべきものであり、そのためにも、当該業務の経緯及び結果に関する資料は、措置状況報告書なるものを含め担当部署で作成され、保管されなければならない。

さらに当該資料は、平成11年度までは作成されており、多くの県民は貴重な資料として重用していたものである。

このような重要な資料・書類である措置状況報告書が「作成されていないため不存在」という県の決定は県民として信じられない事であり、又、あってはならない事である。

イ 実施機関は、不作成の理由について「県が助言又は勧告を文書で通知した実施団体はなかったため、当該文書は作成されていない」とあり、そのための「不開示決定」であったことを初めて明らかにした。

先の「不開示決定通知書」（市第638号）を見る限り、その中にはこのような記載は何もなく、誠に不親切な決定処分であったと言わざる

を得ない。

さらに、理由説明書には「文書で通知した団体はなかった」とあり、「文書以外」の方法で通知した団体がなかった事の証明はされておらず、大きな疑問は残る。

その払拭のためにも「助言又は勧告の必要がない」場合でも「その必要がない」とした措置状況報告書を作成し、診断結果の良し悪しも含め、しっかりと記録に止めて置く必要があると思う。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 行財政診断は、地方自治法の規定により、知事が地方公共団体に対して行う組織及び運営の合理化に資するための技術的な助言及び勧告を行うこと等を趣旨に昭和55年に千葉県市町村等行財政診断規則（以下「規則」という。）を制定し、市町村課（平成12年度の組織改編以前は地方課。以下同じ。）及び支庁で実施している。
- (2) 行財政診断の措置状況報告書については、規則第6条で「市町村長等は、前条の規定による通知（県からの助言又は勧告）を受けたときは、その措置状況を総務部長に報告しなければならない。」と規定されており、また千葉県市町村等行財政診断実施要領（以下「実施要領」という。）第8第3項で「市町村長等は、前項の通知（県からの助言又は勧告）を受けた場合は、当該通知を受けた日から45日以内にその措置状況を、市及び組合にあっては総務部長に、町村にあっては所轄支庁長を経て総務部長に報告するものとする。」と規定されているが、この県からの助言又は勧告については、実施要領第8第2項で「特に必要と認める場合又は市町村長等から要請があった場合」に限り、実施団体に通知することとされており、請求のあった平成12年度の行財政診断においては、県が助言又は勧告を文書で通知した実施団体はなかったため、その措置状況報告書も作成されていない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、次のように判断する。

(1) 本件決定について

本件請求の対象となる行政文書は、「千葉県市町村等行財政診断の実施計画に基づき県が作成し、報告させた措置状況報告書（平成12年度実施分の全ての自治体のもの）」（以下「本件文書」という。）であり、実施機関は、本件文書を保有していないとして、不存在を理由とした本件決定

を行ったものである。

(2) 本件文書の不存在について

異議申立人は、「措置状況報告書」と具体的な文書名を挙げて請求しているのに対して、実施機関は本件文書を取得していないとしているので、以下に行財政診断の位置付け・実施方法等について確認の上、本件決定の妥当性について検討するものとする。

ア 行財政診断の法的位置付け・実施方法等について

(ア) 行財政診断の法的位置付け

市町村等の行財政診断は、地方自治法第252条の17の5及び第252条の17の6の規定により都道府県知事の権限とされる市町村等に対する「適切と認める技術的な助言若しくは勧告」を行うことなどに関連して、規則及び実施要領を制定し、昭和55年度から実施されているものである。

(イ) 実施方法等

規則第3条によれば、行財政診断は総務部長が行うとされ、具体的には実施要領第3により市町村課及び管轄支庁の職員で編成される行財政診断班により実施されている。

診断事項は、財政運営及び一般財務管理など規則第4条に定める5つの事項の全部又は一部であり、行財政診断の結果、助言又は勧告の必要があると認められる場合には、総務部長が当該市町村等にその内容等を通知するものとされている。

対象となる市町村等は、県下の全市町村を数年で一巡することを目的に実施計画で定められ、5月末までに当該市町村等に通知される。行財政診断に当たっては、原則として、市町村課長が定める様式にしたがって、市町村等が調書を作成した上、自己診断を行い、その自己診断結果に基づいて県による診断が行われるものである。

例年、この自己診断書の様式は診断事項それぞれについて、数十頁に及ぶ大部なものとなり、行財政診断を受ける市町村等は、この自己診断書を実施予定日の3週間前までに、市町村課及び管轄の支庁に指定の部数を持参により提出する。

実施機関に確認したところ、行財政診断に要する時間は、原則として各市町村等2日間と短期間であることもあり、各担当者は、自己診断書が提出された後、3週間で自己診断書を精査し、行財政診断における着眼点等について確認の上、当該自己診断書を持参の上、各市町村等に出向くとのことであった。

行財政診断は、この自己診断書をもとに市町村等の担当者から現状や課題等を聴取しながら行い、診断結果については、実施要領第8に行財政診断の終了後、現地で口頭により講評するものと定められている。

イ 本件文書の不存在について

(ア) 行財政診断の実施について

開示請求の対象とされた平成12年度については、主として市町村課職員により構成された診断班により診断される市が、館山市、野田市、茂原市及び浦安市の4市、主として管轄支庁の職員により構成された診断班により診断される町村が、酒々井町、栄町、多古町、干潟町、光町、九十九里町、山武町、横芝町、白子町、三芳村、丸山町及び天津小湊町の12町村の合計16市町村で行財政診断が実施されたことが、市町村課に保管されていた自己診断書の提出を求める文書の決裁書等により確認された。

(イ) 本件文書の不保有等について

行財政診断は上記アで確認したとおり実施されるが、実施要領第8第2項によれば、総務部長は助言や勧告が必要となった場合又は市町村長等から要請があった場合のみ、必要な事項を文書により通知することとされている。

そして、本件文書である措置状況報告書は、実施要領第8第3項の規定により、上記の通知を受けた市町村が作成し、県に報告するものである。

実施機関は、請求の対象である平成12年度における行財政診断では、助言や勧告を通知した市町村がなく、本件文書である措置状況報告書は提出されていないと説明している。

そこで検討すると、行財政診断の診断結果に関する復命書等が、当審査会の答申178号で確認したとおり、作成されていないことから、助言又は勧告が行われたか否かについても復命書により確認することはできないが、助言又は勧告を行う場合には、助言又は勧告の趣旨又は内容が、総務部長発の文書により通知されることから、その内容等を整理した決裁文書が保管されているものと考えられるところである。

しかしながら、実施機関の関係文書の綴りにはその存在は確認されなかった。また、事務室書架等からもこれらの文書の存在は確認されなかった。

したがって、実施機関の説明のとおり、平成12年度においては、県が助言又は勧告を行った市町村はなかったものと認められることから、

いずれの市町村からも措置状況報告書は提出されておらず、本件文書は不存在であると認められる。

(4) 結論

以上のとおり、本件文書は存在しないものと認められるので、実施機関が不存在を理由として行った不開示決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 1. 14	諮問書の受理
16. 2. 5	実施機関の理由説明書の受理
16. 3. 15	異議申立人の意見書の受理
16. 11. 15	審議
16. 12. 16	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成16年12月16日現在)